

乳幼児医療費の助成 (子ども医療費)

概要

お子さんが健康保険を使って病院などにかかったときの医療費の一部を負担します。

利用方法 (内容)

県内で病院などにかかったとき

健康保険証と医療費受給資格証を医療機関の窓口に提示することにより、▲▲市からの助成金が医療機関等に直接支払われます。特別な手続きは必要ありません。

県外で病院等にかかったとき

後日、▲▲課窓口で支給申請の手続きをしてください。

※申請に必要なもの

1. 健康保険証
2. [助成金支給申請書【リンク】](#) [\(記入例\)【リンク】](#)
3. 領収書
(対象者の氏名、保険点数、医療費等が記載されているもの)
4. 振込口座がわかるもの

支給内容

▲▲円

対象者

0歳から小学校就学前までの乳幼児で下記の条件を満たしている方

- 本市(町村)に住民登録又は外国人登録している者であること。
- 健康保険に加入していること。
- 生活保護法による保護を受けていないこと。
- 他の制度により医療費の助成を受けることができるものでないこと。

※受給資格の発生日は誕生日です。また、他市町村から転入してきた場合は転入の日となります。

所得制限額について

▲▲

申請できる人

▲▲

申請方法（受給資格の登録・申込）

下記の持ち物をお持ちになり、窓口までお越しください。

申請期日

随時

持ち物

1. 健康保険証
2. 印鑑
3. 振込口座が分かるもの
※転入の方は所得証明書(扶養義務者)が必要です。

（申請書類）

（記入例）

申請窓口

▲▲課

関連リンク

お問合せ

▲▲課